

償還払いの手続きについて

1. 居宅介護サービス費等の利用と償還払いについて

介護サービスを利用する場合は、利用料の自己負担分（1割～3割）を事業者に支払ってサービスの提供を受けますが、下記の場合については、利用者が利用料の全額（10割分）をいったん事業者支払い、その後、利用者が市に申請をすることにより保険給付分（9割～7割）が支給される「償還払い」とすることができます。

- ① ケアプランを作成しないで指定事業者を利用した場合
- ② 介護サービスを利用する際に介護保険被保険者証を提示できない場合
- ③ 介護保険料の滞納により償還払いとされている場合（被保険者証に「支払方法変更」の記載がある場合）

2. 申請に必要なもの

- ・介護保険給付費支給申請書（市ホームページに掲載および介護保険課窓口で配布）
- ・利用したサービスのサービス利用料等領収書の**原本**
- ・サービス提供証明書（利用したサービス事業者が交付）

3. 支給のながれ

申請書を受理 → 審査 → 結果通知 → 口座振込

申請書を受理後、口座振込まで概ね1か月程度かかります。

事務担当

大和市 健康福祉部

介護保険課 給付係

TEL : 046-260-5168